

(件名) ギニアにおける新たな出入国措置

【ポイント】

- ギニア運輸省は、コナクリ国際空港の閉鎖解除及び段階的な国際商用便の運航再開に伴い、ギニア出入国に関する措置を発表しました。
- 当地発着の航空便は、新型コロナウイルス等の影響により変更される可能性があります。航空便をご利用になる際は、フライトの最新情報の入手に努めてください。
- 外務省の感染症危険情報で、ギニアは感染症危険レベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」となっております。渡航は控えていただくようお願いいたします。

【内容】

1 ギニア運輸省は、コナクリ国際空港の閉鎖解除及び段階的な国際商用便の運航再開に伴い、ギニア出入国に関する措置を発表しました。詳細は下記のとおりです。

○ギニアから出国する際の空港での措置

- ・コナクリ国際空港から出国する乗客は、渡航先の国がPCR検査の陰性証明書を求めている場合、相互主義に基づきPCR検査を受ける。(日本大使館で、出国時の陰性証明書が不要である旨を証明する書簡を発行いたします。出国予定の方は、大使館までご来訪ください。なお、当館は予約制となっておりますので、余裕をもってご連絡ください。)
- ・コナクリ国際空港に入るためにマスクを着用しなければならない。
- ・乗客は、コナクリ国際空港の入口において衛生チェック(体温測定、症状の確認)を受ける。
- ・新型コロナウイルスの症状が見られる乗客は、隔離され、感染センターへ移される。

○ギニアへ入国する際の空港での措置

- ・旅行の全行程において、マスク着用を義務とする。
- ・降機は、一回につき乗客60人までとし、1メートルの間隔を保つこととする。
- ・機内において、健康申告書を記入する。
- ・入国5日前までの陰性証明書を保有する。
- ・乗客は、降機の際に衛生チェック(体温測定、症状の確認)を受ける。
- ・新型コロナウイルスの症状が見られる乗客は、隔離され、感染センターへ移される。
- ・人道的理由によるフライトで帰国し、出国時に陰性を証明していないギニア人は、到着時にPCR検査を受け、結果が出るまで隔離される。

○入国後の経過観察

- ・乗客は、到着後14日間は自宅隔離とする。
- ・乗客は、医療当局から経過観察関連情報が記載されたカードを受け取る。
- ・乗客は、医療当局から電話もしくは自宅訪問により、日々(朝晩)連絡をとられる。
- ・乗客は、各自症状を確認し、異変がある場合は医療当局へ連絡する。
- ・乗客の症状が進行した場合、共同体レベルで隔離し、地区担当者もしくは保健当局の指

示に従う。

2 これらの情報は今後更新される場合があります。また、当地発着の航空便は、新型コロナウイルスの影響等により変更される可能性があります。航空便をご利用になられる際は、フライトの最新情報の入手に努めてください。

3 外務省の感染症危険情報で、ギニアは感染症危険レベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」となっております。渡航は控えていただくようお願いいたします。

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>